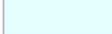


平成29年第II回 短答式試験

解答速報・監査論

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5	問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題10
4	5	6	1	2	6	4	1	2	3
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
2	6	5	4	5	2	1	5	6	3

必ず得点したい問題  (解説では問題番号に *** を付しています。)

50%の正答率を確保したい問題  (解説では問題番号に ** を付しています。)

得点できなくてもよい問題  (解説では問題番号に * を付しています。)

想定合格ライン：75点/100点

本試験、お疲れ様でした。

例年通り過去問の類題も多く、是非正答したい「重要性***」の問題が15題ありました。この15問題をしっかり正答すれば合格ラインとなると思います。

解けなくとも仕方ないかなという「重要性*」の問題が2題ありましたが、全く手もつけられない問題はなかった印象です。問の文章そのものの知識がなくとも、落ち着いてよく考えてみれば正誤が判断できる出題が多かったように感じます。

今回も過去問分析の重要性が再確認できた問題でした。監基報を読み込まなくとも、過去問での重点出題項目とその関連連点をカバーすれば75%は手堅く得点できました。また、単純知識というよりも、監査の基準の趣旨からその場で判断すれば正誤がつく問題が増えたように感じますので、これまで以上に、監査の基準の趣旨や目的等にも注意を払った学習の必要性となったといえるでしょう。

問題 1 重要性***

公認会計士監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 監査には固有の限界があるため、監査手続の実施が容易でないことを理由として代替手続のない監査手続を省略することができる場合がある。

×

監査手続の実施が容易でないことを理由として代替手続のない監査手続を省略することはできない。

イ 監査人は、違法行為の全てを発見することが期待されているわけではない。しかし、監査人は、法人税等や退職給付に関する費用の認識に関連する法令など、財務諸表上の重要な金額及び開示の決定に直接影響を及ぼすと一般的に認識されている法令を経営者が遵守していることについて、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

○

ウ 監査人が、発見事項に従って財務諸表について監査意見を表明するとともに、監査基準委員会報告書により要求されるコミュニケーションを行うことは、財務諸表監査の実施における監査人の総括的目的に含まれる。

○

エ 監査実務指針を実務に適用するに当たって、日本公認会計士協会が公表する監査に関する研究報告や研究資料及び一般的に認められている監査実務慣行が参考になることがあるため、これらは監査実務指針の一部を構成するものとみなされる。

×

監査に関する研究報告や研究資料は監査実務指針の一部を構成しない。

問題 2 重要性***

公認会計士法上の公認会計士の義務及び責任に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 公認会計士は、その配偶者が過去1年以内に財務に関する事務の責任ある担当者であった会社の財務書類について、当該会社の求めに応じ報酬を得て、当該財務書類の監査又は証明をすることを業とすることができる場合がある。

×

特定の利害関係に基づく業務の制限の対象者に、公認会計士の配偶者も含まれる。

イ 公認会計士は、自らが使用人である会社の財務書類については、当該会社の求めに応じ報酬を得て、当該財務書類の監査又は証明をすることを業とすることができない。

○

ウ 公認会計士が、公認会計士法に違反した場合に、当該公認会計士に対して内閣総理大臣がすることができる懲戒処分には、登録の抹消は含まれないが、戒告は含まれる。

×

公認会計士に対して内閣総理大臣がすることができる懲戒処分には、登録の抹消・2年以内の業務の停止も含まれる。

エ 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行った場合に、当該公認会計士に対して内閣総理大臣がすることができる懲戒処分には、2年以内の業務の停止が含まれる。

○

問題 3 重要性*

金融商品取引法上の監査制度に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

アを誤りにしていいかどうか、難しいところです。ウエが正しいことは比較的判別しやすいので、正答できそうです。

- ア 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社が、金融商品取引法の規定により提出する財務計算に関する書類は、当該会社と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないが、当該監査証明は、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」で定める基準及び手続によって行われなことがある。

監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合に、監査証明が不要とされる。

- イ 内閣総理大臣は、有価証券の発行者である会社によって内閣総理大臣に提出される有価証券報告書のうち、公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部を受理しない旨の決定をすることができない。

虚偽又は不当の証明を行った公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの全部を受理しない旨の決定をすることができる。

- ウ 連結財務諸表の監査を実施した監査法人が作成する監査報告書に、当該監査報告書の作成の年月日を付して自署する者には、当該監査法人の代表者が含まれることがある。

○

- エ 連結財務諸表の監査を実施した監査法人が作成する監査報告書には、当該連結財務諸表の作成責任が経営者にあることに加えて、当該連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任が当該経営者にあることが、簡潔明瞭に記載されなければならない。

○

問題 4 重要性*

会社法の監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

むしろ企業法の知識で対応することになる問題でした。

ア 監査役は、原則として取締役の職務の執行について監査を行うが、公開会社でない株式会社
** は、監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除いて、その監査役の監査の範囲を会計に関
○ するものに限定する旨を定款に定めることができる。

イ 監査役会設置会社において、社外監査役は、監査役会を構成する監査役の半数以上である必
** 要がある。また、指名委員会等設置会社において、監査委員会を含む各委員会の委員には、社
○ 外取締役が過半数含まれる必要がある。

ウ 指名委員会等設置会社において、取締役により構成される機関である監査委員会の監査委員
** は、取締役の違法行為を差止請求する権限を持っていない。

×

監査委員会の監査委員は、取締役の違法行為を差止請求する権限を有する。

エ 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総
* 会の終結時までとするが、指名委員会等設置会社における監査委員会の監査委員及び監査等委
× 員会設置会社の監査等委員の任期は、取締役の任期と同じ選任後2年以内に終了する事業年度
のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

監査等委員会設置会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以
内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。

問題 5 重要性***

会計監査人監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 会計監査人は会計監査を行うが、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、遅滞なく監査役等に報告する義務がある。

○

イ 会計監査人監査において、被監査会社が連結計算書類として連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合、連結キャッシュ・フロー計算書は、会計監査人の監査対象となる。

×

連結計算書類に連結キャッシュ・フロー計算書は含まれない。

ウ 会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うが、会計監査人の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、株主総会の特別決議によって会計監査人が被監査会社から受ける報酬の2年分を控除して得た額を限度としてその責任を一部免除することができる。
**
○

エ 会計監査人監査による会計監査は、監査役等の監査と組み合わせられて実施され、会計監査人の監査結果の報告を受けて、監査役等がその相当性を検証するかたちが基本となる。もし両者の意見が異なる場合、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べなければならない。

×

もし両者の意見が異なる場合、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。

問題 6 重要性**

監査人と監査役等とのコミュニケーションに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

- ア 上場企業の監査人は、職業的専門家としての判断により、監査事務所と企業の関係で監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項について、監査役等と書面ではなく口頭でコミュニケーションを行ってもよい。

監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項は書面によるコミュニケーションが要求される。

- イ 監査人が監査役等とコミュニケーションを行うことが要求される事項は、財務諸表監査に関連する監査人の責任、監査上の重要な発見事項及び監査人の独立性に関する事項であり、計画した監査の範囲とその実施時期の概要は、監査役等とコミュニケーションを行うこととして必ずしも要求される事項ではない。

計画した監査の範囲とその実施時期の概要も監査役等とのコミュニケーションが要求される。

- ウ 監査人と監査役等との有効な双方向のコミュニケーションは、監査役等が財務報告プロセスを監視する責任を果たすことにより財務諸表の重要な虚偽表示リスクを軽減する上で重要である。

- エ 監査人は、公認会計士法上の大会社等の監査を実施する場合、監査事務所の品質管理のシステムの外部のレビュー又は検査の結果を含めて、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に口頭ではなく書面で伝達しなければならない。

問題 7 重要性***

四半期レビューに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

エの正誤判定は、四半期レビューにおける重要性を考慮せず、画一的に判断することはないであろうとの判断で誤りとできると思います。

ア 「四半期レビュー基準」は、金融商品取引法における四半期報告制度の下で開示される四半期財務諸表について、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う四半期レビューの基準であり、監査基準と同様、「四半期レビューの目的」、「一般基準」、「実施基準」、「報告基準」の四つの区分から構成されている。

「四半期レビュー基準」に「一般基準」はなく、「監査基準」の「一般基準」が適用される。

イ 監査人は、四半期財務諸表について、質問及び分析的手続を実施した結果、重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認めた場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の適切な追加的手続を実施しなければならない。

ウ 分析的手続は財務数値間又は財務数値と非財務数値間の関係を確認するための手続であり、四半期レビュー手続として実施する分析的手続と、年度の財務諸表の監査における分析的手続とは特段異なる手法を用いるものではない。

エ 四半期レビューは年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではないが、グループ監査において、監査人は年度監査における重要な構成単位の全てを四半期レビューにおいても重要な構成単位としなければならない。

問題 8 重要性***

財務報告に係る内部統制監査に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 監査人は、経営者が全ての事業拠点を全社的な内部統制の評価の範囲に含めていない場合には、経営者によって決定された内部統制の評価の範囲の妥当性を判断するために、経営者が当該範囲を決定した方法及びその根拠の合理性を検討しなければならない。

イ 内部統制の開示すべき重要な不備となる全社的な内部統制の不備には、財務報告に係る内部統制の有効性を評価する責任部署が明確でない場合が含まれる。

ウ 監査人は、内部統制の開示すべき重要な不備に該当しない場合でも、内部統制の不備を発見したときには、その内容を取締役会及び監査役又は監査委員会に報告しなければならない。

× 取締役会及び監査役又は監査委員会に報告する必要があるのは、開示すべき重要な不備に該当する場合である。

エ 経営者が、内部統制報告書に財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の内容、それが是正されていない理由及び財務報告に係る内部統制が有効でない旨を記載しており、それらの記載が適切である場合、監査人は、内部統制監査報告書において不適正意見を表明しなければならない。

開示すべき重要な不備があったとしても、内部統制報告書において適切に記載されているならば、監査人は内部統制監査報告書において適正意見を表明する。

問題 9 重要性**

「監査に関する品質管理基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 監査事務所は、独立性が適切に保持されるための方針及び手続を定めなければならない。大
*** 会社等の監査業務において、監査責任者や審査担当者に対して一定期間のローテーションを義
○ 務付けることは、独立性が適切に保持されるための方針及び手続に含まれる。

イ 監査事務所は、原則として、全ての監査業務について監査チームが行った監査手続、監査上
** の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するために、審査担当者を選任しなければならない。
× また、監査事務所は、審査担当者の選任に関する方針及び手続を定めるとともに、専門的な資
格要件や客観性の保持に関する方針及び手続を定めることによって審査担当者の適格性を確保
しなければならない。

合議制による審査が行われる場合もあり、審査担当者の選任は必須ではない。よって、審査
担当者の選任に関する方針及び手続の規定も必須ではない。

ウ 監査事務所の最高経営責任者は、監査事務所内での発言や教育を通じて、品質管理のシステ
** ムを遵守し監査業務の質を確保する風土を監査事務所内に醸成する役割を担っている。
○

エ 監査事務所は、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定め、それらが遵守され
*** ていることを確かめなければならないが、そのプロセスに含まれる監査業務の定期的な検証を
× 担当する者として、当該監査業務を客観的に審査してきた審査担当者を実施させることが、監
視活動の実効性を高める観点から推奨されている。

審査担当者は定期的検証に関与しない。

問題10 重要性***

保証業務に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 保証業務における適合する規準は、「目的適合性」、「完全性」、「信頼性」、「中立性」、「理解可能性」という要件を備えている必要がある。

○

イ 合理的保証業務と限定的保証業務という分類は、保証業務リスクの程度による分類であり、結論が積極的形式で報告されるか、消極的形式で報告されるかとは無関係である。したがって、限定的保証業務の結論が積極的形式によって報告される場合もありうる。

×

合理的保証業務と限定的保証業務という分類と結論の報告形式には対応関係がある。

ウ 保証業務は、原則として業務実施者、主題に責任を負う者及び想定利用者からなる三当事者が関わることにより成立するが、主題に責任を負う者が唯一の想定利用者となる場合がある。

×

主題に責任を負う者が唯一の想定利用者とはなれない。

エ 保証業務のなかには、主題に責任を負う者が自己の責任において想定利用者に主題情報を提示せず、業務実施者が主題について一定の規準により評価又は測定した結果を結論として表明するものもある。この保証業務における業務実施者の責任は、主題それ自体の信頼の程度を高めることにある。

○

直接報告による保証業務（ダイレクト・レポーティング）の内容である。

問題11 重要性***

監査基準第一「監査の目的」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 「監査の目的」が示す枠組みは、金融商品取引法に基づく監査のみならず、会社法に基づいて公認会計士が会計監査人として行う計算書類の監査等、公認会計士監査の全てに共通するものである。

イ 「監査の目的」では、財務諸表の監査の目的は、財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて、監査人が意見を表明すること並びに財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことについて監査人が合理的な保証を得ることとされている。

「～状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうか～」と規定されている。

ウ 「監査の目的」では、財務諸表の監査の目的が示されていることに加え、財務諸表の作成に対する経営者の責任と、当該財務諸表の適正表示に関する意見表明に対する監査人の責任との区別が示されている。

エ 監査人が準拠性に関する意見を表明する場合、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績を理解するに当たって財務諸表が全体として適切に表示されているか否かについての判断は行うが、経営者が採用した会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについての判断は行わない。

準拠性に関する意見を表明する場合にも、経営者が採用した会計方針の選択や適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについての判断を行う。

問題12 重要性***

監査基準第二「一般基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 「一般基準」は、かつては職業的専門家としての監査人の人的要件を定めるものであったが、
*** 現在では人的要件に加えて、重要な虚偽の表示が財務諸表に含まれる可能性の考慮や、監査報告書の基本的な機能等、監査の実施と報告に関する基本的な事項も含まれている。

「一般基準」に監査報告書の基本的な機能等についての規定はない。

イ 監査人に要求される職業的専門家としての専門能力の向上と、実務経験等から得られる知識の蓄積は、法令によって強制されておらず、日本公認会計士協会が自主的に設けている研修制度によって担保されている。

日本公認会計士協会の研修制度（CPE）は公認会計士法により法定されている。

ウ 監査人が有してはならないとされる「独立の立場を損なう利害」は法令によって規制されているが、監査人が有するべき「公正不偏の態度」の保持を求める法令上の規定はない。

○

「独立の立場を損なう利害」は公認会計士法により、「独立の立場に疑いを招く外観」は倫理規則により規定されているが、「公正不偏の態度(精神的独立性)」は法令上の規定はない。

エ 職業的懐疑心は、監査を行うに際して経営者が不誠実であるとは想定しないが、監査証拠の評価は批判的に行う姿勢をいう。

○

問題13 重要性***

監査証拠に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために必要な監査証拠の量は、監査人が評価した
*** 重要な虚偽表示リスクの程度によって影響を受けるが、監査証拠の質が高いほど少なくて済む
× というのではない。

監査証拠の質が高いほど必要な監査証拠の量は少なくて済む。

イ 特定項目抽出による試査では、監査サンプリングによる試査とは異なり、その実施した監査
*** 手続の結果からは、母集団の中から抽出されなかった残余部分に関する監査証拠は得られない。
○

ウ 監査証拠は累積的な性質のものであるが、過年度の監査において入手した監査証拠は、監査
*** 人がその継続的な適合性を確かめる監査手続を実施したとしても、当年度の監査証拠にはなら
× ない。

過年度の監査において入手した監査証拠は、その継続的な適合性を確かめる監査手続を実施したならば、当年度の監査証拠になる。

エ 監査人は、手作業により作成された情報か、企業内の情報システムから出力された情報かにか
*** かわらず、企業が作成した情報を監査証拠として利用する場合、監査人の目的に照らして十
○ 分な信頼性を有しているかどうかを評価することが必要である。

問題14 重要性***

リスク対応手続に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

- ア 内部統制の運用評価手続を実施するインターバルは、監査人の職業的専門家としての判断により決定されるものであるので、監査人は、依拠する全ての内部統制の運用評価手続をある年度で実施した場合、その翌年度には運用評価手続を実施しないことも認められる。

×

毎年の監査で内部統制の一部について運用評価手続を実施しなければならない。

- イ 内部統制の運用状況の有効性を評価するに当たって、質問のみでは運用評価手続として十分ではないため、監査人は、質問を通じて入手した監査証拠を、質問以外の監査手続によって裏付けなければならない。

○

- ウ 監査人は、運用評価手続を実施するだけで、評価した重要な虚偽表示リスクに有効に対応できると判断したとしても、重要な取引種類、勘定残高、開示等について、実証手続の実施を省略することはできない。

○

- エ 監査人は、評価した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであると判断した場合には、関連する内部統制の運用評価手続と実証手続を実施しなければならない。

×

関連する内部統制に依拠する場合に運用評価手続は必要とされる。

問題15 重要性**

関連当事者との取引に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

- ア 関連当事者との取引は、通常取引過程において行われることが多いが、関連当事者との関係を利用して、経営者が共謀、隠蔽又は改竄を行う機会が増すため、監査人は、関連当事者との取引の全てを特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。

企業の通常取引過程から外れた重要な関連当事者との取引を特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。

- イ 監査人は、関連当事者との取引に伴う重要な虚偽表示リスクを識別するための情報を入手することが必要であるが、関連当事者との重要な取引や取引条件についての権限の付与及び承認のために経営者が構築した内部統制がある場合には、その内部統制を理解するため、経営者に質問しなければならない。

- ウ 「監査における不正リスク対応基準」が適用される監査において、監査人は、関連当事者との間に、事業上の合理性が不明瞭な重要な資金の貸付・借入契約を識別した場合、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断しなければならない。

関連当事者との間に、事業上の合理性が不明瞭な重要な資金の貸付・借入契約は、不正による重要な虚偽表示の存在を示唆する状況に該当する。

- エ グループ監査では、グループ監査チームは、グループ経営者が作成した関連当事者のリスト及びグループ監査チームが把握しているその他の関連当事者に係る情報を、各構成単位の監査人に伝達しなければならない。

問題16 重要性***

監査報告書に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手できないため意見を表明しない場合においても、
*** 監査報告書における監査対象を記載する区分において、財務諸表について監査を行った旨を記
○ 載しなければならない。

イ 監査人は、表明する監査意見の種類にかかわらず、監査報告書における監査意見を記載する
*** 区分の冒頭において、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断したか
× どうかを記載しなければならない。

意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断したかどうかは「責任区分」の記載事項である。

ウ 監査人は、財務諸表の特定の金額に関連する重要な虚偽表示が存在することにより限定付適
*** 正意見を表明する場合、金額的な影響額を算定することが困難でない限り、意見区分の直前に
○ 配置される「限定付適正意見の根拠」区分において、当該虚偽表示による金額的な影響額とそ
れに関する説明を記載しなければならない。

エ 監査人は、意見不表明の場合を除き、監査報告書の「監査人の責任」区分において、経営者
*** の財務諸表の作成責任と区別するため、監査人の責任は実施した監査に基づき財務諸表に対す
× る意見を表明することである旨を記載しなければならない。

意見不表明の場合も、監査人の責任は実施した監査に基づき財務諸表に対する意見を表明することである旨の記載はなされる。

問題17 重要性***

追記情報に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 監査人は、強調事項に該当すると判断した事項があるときは、監査報告書の意見区分の次に
*** 強調事項区分を設け、当該事項を財務諸表における記載箇所と関連付けて明瞭に記載しなければ
○ ならない。

イ 監査人は、監査報告書において強調事項区分を設ける場合には、当該事項が監査人の意見に
*** 影響を及ぼすものではないことを記載しなければならないが、その他の事項区分を設ける場合
○ には、この記載は必要とされない。

ウ 強調事項は、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断した事項で
** あるため、強調事項区分を設けることが見込まれる場合であっても、その旨と当該区分の草案
× について、監査役等に報告する必要はない。

強調事項区分を設けることが見込まれる場合、その旨と当該区分の草案について、監査役等に報告する必要がある。

エ 監査人は、監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務書類の表示とその他の記載内容との重要な相違を識別し、その他の記載内容に修正が必要であると判断した場合において、
** 経営者が修正することに同意しないときには、監査報告書に強調事項区分を設け、当該重要な相違について記載しなければならない。
×

強調事項区分ではなく、その他の事項区分の記載事項とされる。

問題18 重要性***

継続企業の前提に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

- ア 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在するにもかかわらず、経営者により当該疑義を解消するための対応策が提示されていない場合、監査人は、監査報告書において意見不表明としなければならない。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在するにもかかわらず、経営者により当該疑義を解消するための対応策が提示されていない場合、限定付適正意見または意見不表明とする。

- イ 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に注記されていると判断したときは、無限定適正意見を表明した上で、当該事項について強調事項区分を設けて追記しなければならない。

- ウ 破産手続開始の申立てがなされ、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合に、財務諸表が継続企業を前提として作成されているときは、監査人は意見を表明せず、その理由を監査報告書に記載しなければならない。

継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合に、財務諸表が継続企業を前提として作成されているときは、監査人は不適正意見を表明する。

- エ 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況を識別したが、経営者の対応策について検討した結果、それが当該状況を解消するものであり継続企業の前提に関する重要な不確実性がないと判断した場合は、無限定適正意見を表明する。

問題19 重要性***

経営者とのコミュニケーションに関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 監査人は、重要な事項について経営者と協議した場合には、重要な事項の内容、協議を実施
*** した日及び協議の相手方について文書化し、監査調書に含めなければならないが、これには企
× 業側が作成した文書は含まれない。

企業側が作成した文書も監査調書に含まれる。

イ 監査人は、不正が存在するかもしれない証拠を入手した場合には、速やかに、適切な階層の
*** 経営者に注意を喚起しなければならない。ただし、当該不正が従業員による少額の使い込みの
× ような些細な事項である場合には、その必要はない。

不正が従業員による少額の使い込みのような些細な事項である場合でも、適切な階層の経営者に注意を喚起しなければならない。

ウ 監査人は、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適切な階層の経営者に適時に書
** 面により報告しなければならない。その時期は、監査役等への報告の前後いずれでもよい。

○

エ 監査人は、識別した虚偽表示について経営者に修正を求めたにもかかわらず経営者はその修
*** 正に同意しない場合、修正しない理由を把握した上で、全体としての財務諸表に重要な虚偽表
○ 示がないかどうかを評価しなければならない。

問題20 重要性***

「監査における不正リスク対応基準」に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア 監査人は、識別した不正リスクに対応するための手続として実施した積極的確認において十分な回答が得られず、代替的手続を実施する場合において、企業及び当該企業の子会社が作成した情報のみを利用して十分かつ適切な監査証拠を入手できると判断する場合がある。
*
○

イ 監査人は、財務諸表全体に関連する不正リスクが識別されたとしても、企業側で当該リスクへの対応が適切に行われていると判断した場合には、実施する監査手続の種類、時期及び範囲の決定に当たって、企業が想定しない要素を監査計画に組み込む必要はない。

○

財務諸表全体に関連する不正リスクが識別された場合、企業が想定しない要素を監査計画に組み込む必要がある。

ウ 不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合でも、監査を完了するために必要となる監査手続の種類、時期及び範囲について監査役等と協議することは、監査人の判断に他者の判断が介入することになるため、これを行ってはならない。
**
×

不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合、監査役等との連携を図るため監査を完了するために必要となる監査手続の種類、時期及び範囲について監査役等と協議する。

エ 識別した不正リスクに対応するために必要と判断した追加的な監査手続を実施してもなお、当該不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合、監査人は、不正による重要な虚偽の表示の疑義があるとして扱わなければならない。

○